

# アラブ首長国連邦（UAE）における 経済実体規則の改正について

（2020年9月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

#### 本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2020 年 9 月に作成し公開した 英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェットロの HP に 掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェットロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェットロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェットロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai  
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,  
Sheikh Zayed Road, Dubai,

United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



## アラブ首長国連邦（UAE）における経済実体規則の改正について

アラブ首長国連邦（以下、「UAE」）政府は、2019年4月に公布された経済実体規則を廃止し、これに代わるものとして新しい経済実体規則を公表した。改正された規則は、UAEで事業を行う企業が留意すべき、経済実体規則の枠組みに重要な変更をもたらしている。

### 背景

「経済実体規則（Economic Substance Regulation）」とは、2019年4月30日にUAEで導入された規則（以下、「旧ESR」<sup>1</sup>）である。今般、UAE内閣は更新された新しいESR（以下、「新ESR」<sup>2</sup>）を公表した。これは旧ESRを廃止・改正するものとなる。また、UAE財務省は、新ESRの改正された内容を明確にするため、新しいガイダンス（以下、「新ガイダンス」<sup>3</sup>）も公表している。

### 注目すべき点と今後取るべき対応

- 新ESRは既存の旧ESRに代替するものとなる。
- 政府関連機関も免除対象ではなくなり、新ESRの規制を受けることとなる。よって、例外規定に該当しない限り、政府関連機関も新ESRを遵守しなくてはならない。
- UAE国外で設立され、支店等を通じてUAE国内で事業を行う企業や、「流通（Distribution）」および「サービスセンター・ビジネス（Service Center Business）」に関連した活動（後述）を行う企業については、新ESRの影響、つまり旧ESRに基づく分析結果への影響について慎重に検討する必要がある。
- UAEのすべての企業や経済関連団体についても、新ESR下において、旧ESRに基づく分析が正確なものであるか、再度注意深く検討する必要がある。
- 新ESRの範疇に該当するUAEのすべての企業や経済関連団体は、新ESRが公表された後、経済実体規則に関する通知書（Economic Substance Notification、以下、「通知書」）をUAE財務省のポータルに（再）提出する必要がある。
- この提出要請に対応するため、新ESRが同国での事業に与える影響についての分析を速やかに実施することが推奨される。

新ESRにおける変更点の概要は以下のとおりとなる。

### 「ライセンシー」（事業許可の取得者）の定義

新ESRでは、「ライセンシー（Licensee）」の定義は、関連活動（Relevant Activities）を行うUAE国内のいかなる法人（any Corporate Person（UAE内外で登記設立された会

<sup>1</sup> UAE Federal Cabinet Resolution No. 31 of 2019

<sup>2</sup> UAE Federal Cabinet Resolution No. 57 of 2020

<sup>3</sup> UAE Ministry of Finance Ministerial Decision 100 of 2020

社) ) および法人格のない組合 (an Unincorporated Partnership) とされている。なお、旧ESRでライセンシーとみなされた自然人 (Natural Persons) 、個人事業主 (Sole Proprietors) 、信託 (Trusts) 、財団 (Foundations) については、新ESRでは該当しない。

## 支店の取り扱い

UAE国外で設立された会社が、UAE国内で登記された支店を通じて関連活動を行う場合は、その経済実体について証明する必要はない。ただし、当該支店を通じて得られた収入について、当該会社が設立された国において課税されていることが条件となる。

また、UAE国内で設立された会社が、UAE国外で登記された支店を通じて関連活動を行う場合、UAE国内の会社は、その経済実体について報告や証明する必要はない。ただし、当該支店を通じて得られた収入について、当該支店が登録された国において課税されていることが条件となる。

## 例外規定が適用される会社や団体

新ESRによると、現状以下の会社や団体は経済実体規則の枠組みの対象外として扱われる。

1. 投資ファンド
2. UAE以外の国の税法上の居住者 (tax resident) である法人
3. UAEの居住者に100%保有されている法人で、(1) 多国籍企業グループの一員でなく、(2) UAEのみで経済活動を行っている法人
4. UAE国外で納税義務がある外国企業の支店

従前の経済実体規則の枠組みでは、UAE政府がその51%以上を所有する法人は除外されていたが、新ESR下では、この除外規定は削除されている。

## 「関係当事者 (connected person) 」の定義の改正

「関係当事者」はライセンシーと同じ「グループ」に属する法人と定義されている。「グループ」とは所有権や経営支配を通じて結びついた二つ以上の法人を指し、関連会計基準の適用上、財務報告に際し連結財務諸表の提出が必要とされる法人の集まりとなる。

## 「関連活動（Relevant Activities）」の定義の変更：流通とサービスセンター・ビジネス

従前は、「流通とサービスセンター・ビジネス」の関連活動の範疇にあるとみなされる法人については、（当該法人が取り扱う）輸入品がUAE国内で保管されている（存在している）必要があったが、この規定はもはや適用されないこととなった。また、提供されるサービスについても、UAE国外にある企業等との関連がなくてはならないという条件についてもなくなっている。

## 通知と報告

新ESRの第4条は関係する規制当局のリストを提示している。こうした関係規制当局が、経済実体に関する通知（Economic Substance Notifications）や経済実体に関する報告（Economic Substance Reports）、さらにはその他関連する証拠書類を受領する責任を負うとしている。なお、新ESRの第8条によると、すべてのライセンシーは担当規制当局に年間の経済実体に関する通知を、当該規制当局が指定するフォームで提出しなければならない。内容としては、（1）関連活動を実施有無、（2）当該関連活動から収入を得ているか否か、となる。

また新ガイダンスでは、ライセンシーの会計年度末から6か月以内に、上記の通知をUAE財務省のポータルサイトからオンラインで直接登録しなくてはならないとしている。なお、ポータルサイト自体はまだ公開されてなく、また、担当規制当局と財務省のポータルサイト間で通知した情報がどのようにやり取りされるかについては、今後の情報開示が待たれる。

加えて、会計年度2019年分の通知を既に提出したライセンシーおよび適用除外ライセンシーも、同ポータルサイトから通知を再提出することが必要となる。また、財務省によれば、2019年12月以降が会計年度末となる会社の法的通知期限については追って通達することである。

## 連邦認定庁（National Assessing Authority）

各規制当局はライセンシーから引き続き関連情報を収集・認証する事務にかかわる一方で、連邦国税局は、新ESRの遵守状況を監督・管理する任を担う連邦認定庁として認定された。この連邦認定庁の職掌には、主に（1）ライセンシーが経済実体テスト（要件）を満たしているか判断するための評価の実施、（2）必要に応じ罰則の適用、（3）訴えに関するヒアリングとその判定、（4）各外国当局との情報交換、が含まれる。

## 罰則

違反に対する罰則も増えており、主なものとしては以下がある。

1. ライセンシーおよび適用除外のライセンシーが経済実体に関する通知を提出しなかった場合（およびその他関連書類・情報で、関連規制当局あるいは連邦認定庁により要請されるもの）、行政罰として2万AED (UADディルハム) が科される場合がある。
2. ライセンシーおよび適用除外のライセンシーが経済実体に関する報告を提出しなかった場合、または経済実体テストを満たさなかった場合、行政罰として5万AEDを科される場合がある。
3. ライセンシーおよび適用除外のライセンシーが、関連規当局あるいは連邦認定庁に不正確な情報を提出した場合、行政罰として5万AEDを科される場合がある。